判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

			資料番号	4 6		担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	16 の 2-2	不利益処分 の種類	供給設備の基準適合命令		合命令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号)

- 第16条の2 液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準(経済産業省令で定める供給設備(以下「特定供給設備」という。)にあつては、第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準。次項、第二十七条第一項第一号、第三十八条の二及び第三十八条の八第一項において同じ。)に適合するように維持しなければならない。
- 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

「参考条文]

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年3月10日通商産業省令第11号)

第18条(供給設備の技術上の基準)

第19条(バルク供給に係る供給設備の技術上の基準)

第21条(特定供給設備)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定